

農業用生産資材価格高騰緊急支援事業委託業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年7月14日

園芸畜産課長

1 業務の概要

(1) 業務名

農業用生産資材価格高騰緊急支援事業委託業務

(2) 業務の目的

農業用生産資材価格の高止まり及び中東情勢の緊迫化に伴う更なるコスト上昇に対応するため、長野県内の農業者等を対象に補助金の交付を行うに当たり、支給に係る広報、問合せ対応、申請書類の審査等の業務を委託し、交付を迅速かつ的確に処理することを目的とする。

(3) 業務内容

- ア 事業内容の広報物の作成及び周知
- イ ホームページの開設・運営
- ウ 申請者からの問合せ・相談対応
- エ 業務マニュアルの作成
- オ 申請書類の受付・審査
- カ 補助対象者への交付決定通知書の送付
- キ 返還事案の報告・返還請求
- ク その他上記の実施に当たり必要な業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 業務遂行における体制づくりに関する事項
 - ① 効果的な事業の周知方法、効率的な申請の受付方法と工夫
 - ② 問合せなどの窓口業務、受付・審査等の業務に関するスタッフ配置に関する工夫
 - ③ 業務管理や運営体制、個人情報、セキュリティなどの管理体制づくりの考え方
- イ 業務遂行の実行に関する事項
 - ① 過去5年間（公告日から過去5年以内に履行した業務）の実績
 - ② 事業の広報資材やホームページの構成デザイン
 - ③ 業務責任者の配置や、業務遂行に適応した人員配置（トラブル発生時対応含む）
 - ④ 県及び関係団体等との連携を踏まえた事業スケジュール
- ウ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

県内一円

- (7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和9年2月26日
(8) 費用の上限額 28,831,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 契約後、長野県庁で行う打合せに参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表及び附表2による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部園芸畜産課野菜・特産係

電 話 026-235-7228（直通） F A X 026-235-7481

メール enchiku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年7月23日（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで、それ以外の場合は午後5時まで）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに園芸畜産課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により園芸畜産課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により園芸畜産課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和8年7月28日 時間未定

(2) 開催場所 オンライン（参加URLは、参加申込書（様式第3号）記載の担当者メールアドレス宛へ個別にお知らせいたします）

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年8月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 園芸畜産課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年8月6日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表及び附表2による。

ア A4版（縦・横自由）の任意様式（A3折りたたみ可）

イ 別添「仕様書（案）」に留意すること。

ウ 企画提案書は、1者1提案とする。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年8月4日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年8月12日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 6部

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに園芸畜産課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 総論	○本業務の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画・提案力が優れているか。	20
2 企画力	○県内農業者等に対する事業の周知方法や、申請の受付方法の工夫などが、効果的な企画提案であるか。 ○業務がスムーズに行うため、事業の窓口業務、受付・審査等に係るスタッフに対する事前準備、研修などの内容が適切な企画提案であるか。 ○業務全体の運営体制が整っているか。また、業務執行上の内容及び個人情報等の取扱い、セキュリティ対策の管理体制が整っており、円滑に遂行できる企画提案であるか。	30
3 実行力	○本業務を円滑に実施するため、これまでの事業実績等の経験があり、そのノウハウを十分活かせる体制であるか。 ○事業のチラシやホームページ等の構成が分かりやすい構成となっており、遅滞なく申請の受付・審査ができるようになっているか。 ○管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。 ○県及び関係団体等との連絡調整を円滑に行うことができ	30

	る体制となっているか。 ○トラブルの未然防止策・対応策が適当か	
4 経済性	○予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか。 ○見積金額が適正な価格となっているか。	20
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和8年8月19日 長野市内
※実施方法及び時間、場所については企画提案書（様式第8号）記載の担当者メールアドレス宛へ個別にお知らせいたします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により園芸畜産課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により園芸畜産課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、園芸畜産課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により園芸畜産課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により園芸畜産課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、園芸畜産課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部園芸畜産課野菜・特産係

電 話 026-235-7228（直通） F A X 026-235-7481

メール enchiku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。